

事務連絡
令和3年1月18日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

令和3年度における指導監査等について

令和2年度における指導監査等につきましては、地域の状況に応じ、十分な感染防止対策を講じるとともに関係団体の合意を得た上で実施してきたところです。

現時点、緊急事態宣言が再発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況ですが、令和3年度の指導監査等につきましては、下記によることとしましたので、適切に対応していただくようお願いします。

記

1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。

2 原則として次のとおり取り扱うこと。

なお、実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮するとともに、被指導者等から新型コロナウイルス感染症の対応等のため指導への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施を延期する等柔軟に対応すること。

今後、都道府県知事による移動、外出自粛要請が発出された際には実施を見合わせる等、地域の実情を十分考慮すること。

(1) 集団指導（指定時、更新時、登録時、改定時）

実施する（資料配付、動画配信も可）。

(2) 集団的個別指導

実施する（資料配付、動画配信も可）。

ただし、令和4年度も引き続き高点数であった保険医療機関等に対して令和5年度における高点数を理由とする個別指導は実施しない。

(3) 個別指導

実施する。

ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。

病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は原則院外で行う。

(4) 新規個別指導

令和2年度未実施分も含めて、全て実施する。

病院に対して実施する場合は原則院外で行う。

(5) 監査

実施する。

病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は原則院外で行う。

(6) 適時調査

実地での調査は原則中止する。

令和3年度においては、病院による届出施設基準の自主点検を行わせることで実施とみなす。

コロナ収束後の適時調査において、返還事案が発生した場合の遡及は、原則当該自主点検を行った時点までとする。

- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては令和3年度の計画未達成が考えられるが、やむを得ないものとする。実施に当たっては指導の優先度を考慮すること。